

議案第16号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。